平成２５年（フ）第４１０号
神奈川県平塚市出縄222番地の７
債務者　宮越　清治
１　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　貝原　吉記
４　破産債権の届出期間　平成25年10月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６３１号
広島市南区向洋新町１丁目14番６号
債務者　桑原　建二
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
４　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午後４時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３２号
広島市南区向洋新町１丁目14番６号
債務者　桑原由紀子
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
４　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午後４時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県揖保郡太子町立岡100番地14
債務者　谷口水道設備こと　谷口　誠昭
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　政希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１０１号
福岡県飯塚市伊岐須745番地16
債務者　大田　廣文
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古本　栄一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２９２号
鹿児島県鹿児島市照国町１番23―906号
債務者　三品　拓也
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午後３時45分
５　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
鹿児島県鹿児島市照国町１番23―906号
債務者　三品　純子
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午後３時40分
５　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７１９号
大阪市阿倍野区共立通２丁目５番22―302号
債務者　石上浩太郎
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０２号
大阪府東大阪市新池島町１丁目18番15号
債務者　金城　真一
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　恭子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０号
兵庫県明石市大久保町大窪2620番地の13　大久保マンション２Ｆ―Ｂ
債務者　中野　正人
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２37棟104号
債務者　藤木　國廣
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目28番３―1008号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市田上５丁目32番31号　ゴールデンハイツ田上110号
債務者　徳永　泰治
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芝原　章吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
埼玉県草加市旭町６丁目11番21号　ストリームさかえⅡ―202号
債務者　鈴木みどり
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金井　　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７号
岡山県新見市上熊谷3395番地８
債務者　仲田　　繁
１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丹羽　一裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岡山地方裁判所新見支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４４号
北海道砂川市吉野３条南３丁目２番２―31号
債務者　菅野美枝子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
盛岡市玉山区好摩字簗袋367番地１
債務者　北村　孝子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部